



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

*2 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

- 260 平成29年度和歌山県動物愛護センター・鳥獣保護センター動物管理及び施設維持管理
(植栽管理及び清掃) 業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(食品・生活衛生課) 2
- 261 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課) 4
- 262 桃山開拓土地改良区の役員の退任 (農業農村整備課) 4
- 263 桃山開拓土地改良区の清算人の退任 (") 5
- 264 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) 5
- 265 " (") 5
- 266 " (") 5
- 267 農用地利用配分計画の認可 (") 6
- 268 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (森林整備課) 6
- 269 道路の位置の指定 (都市政策課) 7

○ 内水面漁場管理委員会告示

1 平成29年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量の決定 7

○ 公告

主要農作物の奨励品種の決定及び指定の廃止 (果樹園芸課) 9

○ 監査公表

監査公表第2号 9

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第2号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年2月24日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則 (昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、保証人を定めて」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「又は保証人」を削り、同項を同条第2項とする。

第23条中「、保護者及び保証人」を「及び保護者」に改める。

別表第1和歌山県立伊都高等学校の項を削る。

別記第5号様式中

「保証人 住 所
氏 名 ㊟」を削り、同様式備考中「・保証人」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に高等学校に入学した者に係る保証人については、なお従前の例による。

告 示

和歌山県告示第260号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成29年度和歌山県動物愛護センター・鳥獣保護センター動物管理及び施設維持管理（植栽管理及び清掃）業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成29年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成29年度和歌山県動物愛護センター・鳥獣保護センター動物管理及び施設維持管理（植栽管理及び清掃）業務

(2) 契約期間

平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成29年2月24日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと及び排除された者を代理人、支配人その他の使用人として使用していない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

(5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 過去5年間に於いて、国（独立行政法人等を含む。）、地方公共団体又は民間の機関が設置する施設における和歌山県動物愛護センターが指定する内容の動物管理業務に1年以上従事した経験を有する者又はこれらの者と同等に動物管理業務を遂行できることを提出書類により確認できる者を2名以上雇用している者であること。

(8) 次に掲げる者を雇用している者であること。

ア 清掃業務について、過去5年間に於いて1年以上の実務経験を有する者

イ 造園施工管理技士又は造園技能士の資格を有する者（代表者自身がそれらの資格を有する場合を含む。）

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
 - エ 発行後3か月を経過していない印鑑証明書
 - オ 直近の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - （イ）和歌山県（和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者にあつては、主たる営業所の所在地のある都道府県）が課する都道府県税全税目
 - （ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）
 - キ 使用印鑑届
 - ク 誓約書
 - ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - コ 2（7）及び（8）に掲げる者を雇用していることを証する書類（2（7）の提出書類を含む。）
- (2) (1) イからカまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う競争入札等に係る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1) のア、イ、キ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、和歌山県のホームページに掲載する。
- なお、同様のものを平成29年2月24日（金）から同年3月6日（月）までの火曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布する。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年2月24日（金）から同年3月1日（水）までの間に、和歌山県動物愛護センター業務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- 平成29年2月24日（金）から同年3月6日（月）までの火曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。
- なお、入札参加資格申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は、簡易書留により、平成29年3月6日（月）午後5時までに6に掲げる場所に必着するように行わなければならない。
- 5 入札公告、仕様書等の閲覧方法
- 平成29年2月24日（金）午前10時から同年3月6日（月）午後5時までの間、6に掲げる場所に備え付けるとともに、和歌山県ホームページに掲載する。
- 6 資格審査申請書類の配布
- 和歌山県のホームページに掲載するとともに、次の場所で配布する。
- 和歌山県動物愛護センター業務課
和歌山県海草郡紀美野町国木原372番地
郵便番号 640-1251
電話番号 073-489-6500
ファクシミリ番号 073-489-6504
- 7 申請書類に使用する言語
- 申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により平成29年3月16日（木）までに通知する。

9 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成29年3月24日（金）午後1時までに和歌山県動物愛護センター業務課へ書面等（ファクシミリを含む。）により求めるものとする。
- (3) 説明を求めた者に対しては、平成29年3月27日（月）までに書面により回答するものとする。

和歌山県告示第261号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ラ・ムー紀三井寺店

和歌山県和歌山市紀三井寺字南前浜622番6外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成28年和歌山県告示第1148号

3 意見の概要

- (1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては、2日分以上を確保できる施設にしてください。）。
- (2) 騒音規制法、振動規制法若しくは和歌山県公害防止条例に基づく特定施設を設置する場合又は大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設を設置する場合は、遅滞なく設置届出又は許可申請を行ってください。
- (3) 予測結果に反し、等価騒音レベルが環境基準値を超え、近隣住民から苦情の申立てがあれば、対策を検討してください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成29年2月24日から同年3月24日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により桃山開拓土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成29年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成29年1月22日退任）

職名	氏名	住所
監事	柏木紀夫	紀の川市桃山町元177番地3
監事	田中裕之	紀の川市桃山町元169番地
監事	福岡資郎	紀の川市桃山町調月889番地

和歌山県告示第263号

清算法人桃山開拓土地改良区の清算人が退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成29年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した清算人（平成29年1月22日退任）

氏 名	住 所
吉田正	紀の川市桃山町市場20番地2
小村安博	紀の川市桃山町神田369番地
中井欣司	紀の川市桃山町最上130番地1
岡端弘行	紀の川市桃山町調月2242番地
東恒夫	紀の川市桃山町調月2371番第1

和歌山県告示第264号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年2月10日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年3月9日まで縦覧に供する。

平成29年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第127号-1	西牟婁郡白浜町栄字小堤800-1外2筆
平成28年度第127号-2	西牟婁郡白浜町玉伝字西平209

和歌山県告示第265号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年2月13日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年3月9日まで縦覧に供する。

平成29年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第129号-1	日高郡みなべ町筋字松ヶ坪84-1
平成28年度第129号-2	日高郡みなべ町島之瀬字古田855
平成28年度第129号-3	日高郡みなべ町清川字足谷6-12

和歌山県告示第266号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年2月15日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年3月9日まで縦覧に供する。

平成29年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第130号-1	和歌山市岩橋字中沼933外7筆
平成28年度第130号-2	和歌山市新庄字宮之北123
平成28年度第130号-3	和歌山市山口西字渡井掛35-1外1筆
平成28年度第130号-4	和歌山市大垣内字在所ノ内425外1筆
平成28年度第130号-5	和歌山市田屋字荒末425外6筆
平成28年度第130号-6	和歌山市禰宜字西畑647

和歌山県告示第267号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成29年2月14日に認可した。

平成29年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第114号-1	日高郡日高町高家字丁ノ坪449-1
平成28年度第114号-2	日高郡日高町小池字老僧267-2外9筆
平成28年度第114号-3	日高郡日高町小池字ニタ所毛535-1
平成28年度第115号-1	和歌山市神前字馬乗免539-1外1筆
平成28年度第115号-2	和歌山市楠本字東浦313外1筆
平成28年度第115号-3	和歌山市新庄字高落50-2外3筆
平成28年度第115号-4	和歌山市和田字桑ノ本1297外11筆
平成28年度第115号-5	和歌山市岩橋字宇田1173-2外1筆

和歌山県告示第268号

平成29年和歌山県告示第121号（以下「告示第121号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
重石みち子
裏地寛一
森田英見
田中誓子
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第121号のとおり

和歌山県告示第269号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成29年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3369	海南市多田字城道路231番1の一部、234番1の一部、234番2の一部、234番3の一部、234番4の一部	和歌山市東蔵前丁17番地 株式会社A夢Zクリエイト 代表取締役 植本昌彦	平成 29. 2. 13	6. 00	125. 63

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号

平成29年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定める。
平成29年2月24日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

漁 業 権 者	漁業権番号	漁業権の内容	増殖目標量 (以上)
紀和町漁業協同組合外5組合	和内共第1号	あゆ	780, 000尾
		あまご	10, 000尾
		うなぎ	20kg
紀ノ川漁業協同組合	和内共第2号	あゆ	320, 000尾
		もくずがに	10, 000尾
	和内共第37号	あまご	10, 000尾
貴志川漁業協同組合	和内共第3号	あゆ	100, 000尾
	和内共第38号	あまご	10, 000尾
玉川漁業協同組合	和内共第4号	あゆ	140, 000尾
		あまご	10, 000尾
有田川漁業協同組合	和内共第6号	あゆ	680, 000尾
		もくずがに	15, 000尾
	和内共第39号	あまご	20, 000尾
日高川漁業協同組合	和内共第13号	あゆ	680, 000尾
		こい	20, 000尾

		もくずがに	15,000尾
		うなぎ	20kg
	和内共第15号	あまご	70,000尾
切目川漁業協同組合	和内共第16号	あゆ	30,000尾
		もくずがに	10,000尾
南部川漁業協同組合	和内共第17号	あゆ	10,000尾
		もくずがに	10,000尾
富田川漁業協同組合	和内共第18号	あゆ	90,000尾
		もくずがに	5,000尾
	和内共第19号	あまご	10,000尾
日置川漁業協同組合	和内共第20号	あゆ	440,000尾
		あまご	50,000尾
		うなぎ	10kg
古座川漁業協同組合	和内共第26号	あゆ	380,000尾
		もくずがに	10,000尾
	和内共第27号	あまご	10,000尾
	和内共第28号	あまご	10,000尾
七川漁業協同組合	和内共第29号	あゆ	50,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	10kg
太田川漁業協同組合	和内共第33号	あゆ	30,000尾
熊野川漁業協同組合	和内共第34号	あゆ	30,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	2kg
	和内共第35号	あゆ	120,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	4kg
	和内共第36号	あゆ	180,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	14kg

(注)

- 1 増殖目標量の数量は、種苗放流の数量とする。
- 2 「こい」については、平成28年5月31日付け和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号により、他水域への持ち出し等の禁止、放流等の制限が行われている。
- 3 各魚種の種苗放流基準は、次のとおりとする。

あゆ	平均体重3g以上
あまご	平均体重3g以上
うなぎ	平均体重1g以上
もくずがに	平均甲幅5mm以上
こい	平均体重5g以上

公 告

公 告

主要農作物の奨励品種について、次のとおり決定及び指定の廃止を行った。

平成29年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 奨励品種に決定した品種

水稻うるち「つや姫」及び水稻うるち「にこまる」

2 奨励品種に決定した品種の来歴及び特性の概要

(1) 「つや姫」

ア 来歴

山形県立農業試験場庄内支場（現在の山形県農業総合研究センター水田農業試験場）において、1998年に「山形70号」を母とし、「東北164号」を父として人工交配を行い、その後代から選抜し、育成した品種である。2005年に「山形97号」の地方系統番号が付され、2009年に「つや姫」と命名され、2011年に品種登録された。

イ 特性

和歌山県内の栽培では、極早生品種に分類される「キヌヒカリ」より出穂及び成熟が2日程度遅い。草型は「中間型」に分類され、稈の太さは「中」に属し、耐倒伏性は「やや強」である。芒は穂の先端のみに生じ、穎色は「黄白」、ふ先色は「白」で、脱粒性は「難」である。穂発芽性は「中」に分類される。玄米の粒形及び粒大は「中」に分類される。搗精歩合は「キヌヒカリ」より高い。食味は「ヒノヒカリ」及び「キヌヒカリ」より優れ、「上中」に属する。

(2) 「にこまる」

ア 来歴

九州農業試験場（現在の九州沖縄農業研究センター）において、1996年に「きぬむすめ」を母とし、「北陸174号」を父として人工交配を行い、その後代から選抜し、育成した品種である。2002年に「西海250号」の系統名が付され、2005年に「にこまる」と命名され、2008年に品種登録された。

イ 特性

和歌山県内の栽培では、晩生品種に分類される「ヒノヒカリ」より出穂が2日程度遅く、成熟は5日程度遅い。草型は「中間型」に分類され、稈の太さは「中」に属し、耐倒伏性は「ヒノヒカリ」並である。穎には短芒がまれに生じ、穎色は「黄白」、ふ先色は「白」で、脱粒性は「難」である。穂発芽性は「中」に分類される。玄米の粒形及び粒大は「中」に分類される。搗精歩合は「ヒノヒカリ」並である。食味は「ヒノヒカリ」並からやや優れ、「上中」に属する。

3 指定を廃止した奨励品種

水稻うるち「日本晴」及び水稻うるち「ヤマヒカリ」

監 査 公 表

和歌山県監査公表第2号

平成28年4月15日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成29年2月24日

和歌山県監査委員 江 川 和 明

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 濱 口 太 史

和歌山県監査委員 鈴 木 太 雄

- 1 包括外部監査の特定事件
補助金等に関する事務の執行について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監査結果 (意見・指摘事項)	措置の内容
<p>第3 監査の結果及び意見の総括</p> <p>【1】 複数の補助金で発見された結果及び意見</p> <p>(1) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき (意見)</p> <p>補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では具体的な成果指標が設定されていない補助金が多く見受けられた。</p> <p>成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。各補助金の目的に照らして具体的な成果指標を設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。</p> <p>(第4のNo. 7、8、11、12、13、14、18、19、21、23、25、31、34、35、41、42、43、45、49及び52参照)</p> <p>(2) 実効性のある事務事業評価を行うべき (意見)</p> <p>各所管課において毎年7月頃に補助金を含む事務事業の評価を行い、当該評価結果調書を行政改革課に提出している。当該事務事業評価調書について平成24年度分～平成26年度分を閲覧したところ、当該3年度分 (一部の補助事業においては平成25年度分と平成26年度分) について事業費等の数値以外の記載箇所 (事業目的及び概要・事後評価・次々年度以降に向けた見直し) の記述が全く同じになっている補助金や、具体的な取組内容の記載が不十分である補助金が見受けられた。</p> <p>事務事業の内容は毎年必ずしも同じではないことに鑑みれば、定性的な記載箇所の記述が複数年にわたり全く同じであることあるいは具体的な取組内容の記載が不十分であることは、当該評価が形骸化していると思わざるを得ない。事業目的の達成度を適切に評価し、課題や見直すべき点を記載することで、実効性のある事務事業評価を行うべきである。</p> <p>(第4のNo. 11、17、24、32及び33参照)</p> <p>(3) 交付先の中期経営 (運営) 計画に対するモニタリングを適切に行い、補助金の効果や必要性の検証を十分に実施すべき (意見)</p> <p>運営費補助である場合、人件費や事務費など一般管理費的な経費全般が補助対象となり、事業費補助よりも補助金の効果や必要性の検証が曖昧になる傾向がある。よって、交付先の中期経営 (運営) 計画・年度計画の策定に関する助言・指導による実態把握や、計画に対する進捗状況のモニタリングが一層重要になる。しかし、補助金交付先において中期経営 (運営) 計画が策定されていない、もしくは策定されていても県によるモニタリングが十分ではなく、当該補助金の効果や必要性の検証が不明確となっているものが見受けられた。</p>	<p>具体的な成果指標を設定するとともに、事務事業点検表等で補助金の有効性・必要性を検証した。</p> <p>事務事業評価に当たっては、評価対象年度における具体的な取組内容や成果を調書に記載するとともに、補助金を取り巻く状況の変化による新たな課題や見直すべき点について適時検証を行った。</p> <p>交付先が中期経営 (運営) 計画を未策定の場合にあつては、交付先に対し中期経営 (運営) 計画の策定を助言した。</p> <p>交付先が中期経営 (運営) 計画策定済みの場合にあつては、交付先が策定した中期経営 (運営) 計画の進捗状況をモニタリングするとともに、事務事業点検表等において補助金の効果や必要性を適時検証した。</p> <p>また、「交付先団体は、県が施策を推進する上で必要不可欠な団体であること」及び「交付先団体への運営費補助が必要であること」をまとめた「運営費補助の活用状況」を公表することとした。</p>

運営費補助である以上、所管課としては単年度のみならず中長期的な観点から事業の有効性・業務の効率性を検討し、交付先の運営に対して適切な助言・指導を行う必要がある。そのためには中期経営(運営)計画が策定されていない団体には策定を指導するとともに、中期経営(運営)計画の進捗状況をモニタリングし、運営費補助の効果や必要性を十分に評価・検証し書面等で適切に文書化するとともに、事務事業評価調書等で評価・検証結果を対外的に公表し県民に広く周知すべきである。

なお、可能な限り交付先が自立的に運営できることが望ましく、そのためには所管課が交付先と協力して自助努力の促進や自立的運営のための対応策の検討に取り組むことが必要である。

(第4のNo. 20、22、30及び40参照)

- (4) 交付先が策定した中期経営(運営)計画に基づき、補助金の交付方針を明確にすべき(意見)

運営費補助の場合、人件費や事務費など管理費を含む経費全般が補助対象となり、事業費補助よりも補助金の効果や必要性の検証が曖昧になる傾向があり、ひいては中長期的な視点での補助金交付方針が不明確となるおそれがある。

このため、所管課は、運営費補助の交付先において県のビジョンに沿った中期経営(運営)計画が策定されることを指導し、中長期的な補助金交付方針を明確にする必要がある。

しかし、所管課は、毎年度実施するモニタリングにより県のビジョンに沿った運営がなされていることを確認しているとのことであったが、補助金交付先は中期経営(運営)計画を策定しておらず、所管課による中長期的な補助金交付方針は明確になっていないものが見受けられた。

県のビジョンに沿った運営状況を確認しているのみでは、中長期的な視点での検証ができず、毎年同額程度の補助金が漫然と支給されている事態にもなりかねない。

このため、補助金交付先に、県のビジョンに沿った中期経営(運営)計画の策定を指導するとともに、中期経営(運営)計画に基づき今後どのような方針で補助金を交付していくのかを明確にすべきである。

(第4のNo. 17及び32参照)

- (5) 支出に関する証憑を入手すると共に、必要に応じて現地調査を実施すべき(意見)

年度終了時等において交付先より実績報告書を受領する際には、実績報告書に記載された補助金の使途の正確性・妥当性を確かめるため、支出に関する請求書や領収書等の証憑を確認する必要があると考えられるが、実績報告書について形式面のチェックや前年度実績からの増減状況等を把握するのみで、詳細な支出内容のチェックまでは行われていない所管課があった。

現状は、支出金額の根拠となる請求書、領収書等の証憑を確認しておらず、支出金額の正確性や妥当性の確認が十分に行われていない。実際に関係資料や証憑の閲覧等を実施しなければ

交付先に対し中期経営(運営)計画の策定を助言し、策定した団体については、補助金の交付方針が明確になった。また、未策定の団体についても、新しい県の長期総合計画に沿った中期経営(運営)計画を策定するよう引き続き助言し、補助金の交付方針を明確にすることとした。

実績報告書の審査に当たっては、支出に関する証憑を入手することにより、補助金の使途の正確性・妥当性を検証するとともに、必要に応じ現地調査を実施するようにした。

正確な実態把握は困難であるため、実績報告書とともに、支出に関する証憑の提出を求めることや、必要に応じて現地調査を実施する等の対応が必要である。

(第4のNo. 20、22、24、28及び47参照)

- (6) 現地調査における実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき (意見)

交付先より実績報告書を受領した際には、実績報告書の内容の正確性・妥当性等を確かめるため、交付先に出向いて関係資料や証憑の閲覧等の現地調査を実施しているものの、現地調査での実施事項及び実施結果が書面等で保管されていないものがあった。

関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実績報告書の正確性や妥当性等を確かめたとしても、現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施し、その結果がどうであったか事後に確認できないことになる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施する際の実施事項及び実施結果を具体的に書面等で保管すべきである。

(第4のNo. 4・5・6、11、13、14、17、30、31、38、39、40、41、42、43及び55参照)

- (7) 補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無を確認すべき (意見)

補助金交付要綱において、「補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、所定の様式により遅滞なく知事に報告しなければならない。」旨が定められているが、所管課では補助事業者から当該報告を受けておらず、消費税等の仕入控除税額の有無を確認していないものがあった。

補助金に係る消費税等の仕入控除税額がある場合、補助事業者は当該仕入控除税額分を負担しないこととなるため、当該部分について県に補助金を返還する必要がある。今回は補助事業者が「公益法人等」に該当し、補助事業者の特定収入割合が5%超であったため、補助金に係る消費税等の仕入控除税額はゼロであり、結果的には補助金の返還は不要であった。しかしながら、補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無の確認は必要であり、確認結果を適切に文書化すべきである。

(第4のNo. 30及び31参照)

第4 各補助金に対する結果及び意見

【4・5・6】 トップアスリート育成事業補助金

2. 監査の結果及び意見

- (1) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について

③ 意見

- i) 現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ決めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念

実績報告書の審査に当たり現地調査を実施する場合は、事後的な確認のために実施事項及び実施結果を文書で記録することとした。

交付先に対し補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無を確認するとともに、仕入控除税額が無い場合はその確認結果を文書で記録することとした。

複数の補助金で指摘された上記 (1) から (7) までの意見は、今回の監査対象とならなかった補助金においても共通性を有する内容であるため、今後適正な事務執行が行われるよう全課室宛て通知した。

補助金交付要綱を改正し、現地調査の規定及び様式を追加した。

を防止する効果が期待できる。よって、現地調査での実施事項及び実施結果を具体的に書面等で保管すべきである。

【7】 日本私立学校振興・共済事業団補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。私立学校教職員の福利厚生充実を図る目的の補助金であることから、例えば教職員の離職率等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

(2) 補助金交付額の確認方法について

③ 意見

i) 補助金交付額の正確性を検証するとともに、検証結果を書面等で保管すべき

補助金交付額の正確性の確認については、実績報告書や決算書類の閲覧によって行うことは困難であり、現状の確認方法では、適切な検証が行われているとは言えない。現状の方法によると、私立学校振興・共済事業団からの請求額が適切に確認されずに、過大な補助金を交付する可能性がある。また、検証結果について書面等で保管されていなければ、事後に検証ができない。

補助金交付額は標準給与月額に教職員数と補助率を乗じて計算されることから、特に教職員数の検証は比較的容易に行うことができる。したがって、学校基本調査等で得られた教職員数の情報と、共済事業団からの「加入人数通知」との突合せにより正確性を検証するとともに、その検証結果を書面等で適切に保管すべきである。

【8】 私立学校教職員退職金社団補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。優秀な教職員の確保と定着を促すことを目的とする補助金であることから、例えば教職員の離職率等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

【11】 和歌山社会経済研究所調査研究事業補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。経済研究所の調査研究事業に対する補助金であ

補助団体に対して補助事業の有効性及び必要性について意見を聴取し、平成28年度補助金から実績報告の対象に離職率を追加した。その結果から平成29年度事務事業点検表において補助金の有効性・必要性を検証する。

学校検査及び基礎資料調査により、教職員数と加入人数との突合せを行い、検証結果を書面により保管した。

補助団体に対して補助事業の有効性及び必要性について意見を聴取し、平成28年度補助金から実績報告の対象に離職率を追加した。その結果から平成29年度事務事業点検表において補助金の有効性・必要性を検証する。

具体的な成果指標として、研究成果物活用に関するアンケート結果や講演会参加者へのアンケート結果等を設定し、事務事業点検表等で補助金の有効性・必要性を検

ることから、例えば経済研究所の自主研究事業結果の利用状況や経済研究所の研究員の研究成果報告等を掲載している機関紙の活用に関するアンケート結果等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

(2) 事務事業評価について

③ 意見

i) 実効性ある事務事業評価を行うべき

事務事業の内容は毎年必ずしも同じではないことに鑑みれば、定性的な記載箇所の記述が3年間全く同じであることは、当該評価が形骸化していると思わざるを得ない。事業目的の達成度を適切に評価し、課題や見直すべき点を記載することで、実効性ある事務事業評価を行うべきである。

(3) 実績報告書の記載内容について

③ 意見

i) 補助対象事業の事業費総額と、そのうち補助対象となった経費を実績報告書に明示すべき

収支決算書に予算額と同額の決算額を記載するのみでは、補助対象事業の事業規模や自己財源の有無が把握できず、補助対象経費の範囲も不明確になる。補助金の必要性や補助対象経費の合規性等を確かめるためには、補助対象事業の事業費総額と、そのうち補助対象となった経費を実績報告書に明示すべきである。

(4) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について

③ 意見

i) 現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で残していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、現地調査での実施事項及び実施結果を具体的に書面等で保管すべきである。

【12】 文化・スポーツ振興助成事業補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。文化・スポーツ振興を目的とする補助金であることから、例えばイベントの開催である場合はイベント参加者数や参加者へのアンケート結果(満足した人の割合)等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

(2) 選考委員会の議事録について

証した。

事務事業点検表に具体的な取組内容や、成果として、研究成果物活用に関するアンケート結果を記載した。

実績報告書に補助対象事業の事業費総額と、そのうち補助対象となった経費の実績を記載できるよう、補助金交付要綱を改正した。

実績報告書の審査に当たり、現地調査を実施し、事後的な確認のために実施事項及び実施結果を文書で記録した。

事業計画書に具体的な達成目標を記載し、実績報告書にその結果を記載するよう、補助金交付要綱に定める様式を改めた。また事業終了後は、事務事業点検表等で補助金の有効性・必要性を検証する。

③ 意見

- i) 選考委員会の議事録を作成すべき
 当該補助金の交付対象事業は選考委員会で決定されるが、どのような選考過程を経て決定されたか、またどのような審議が行われたか分からない状況となっている。
 交付対象事業の選考過程に関して透明性を確保する観点から、選考過程や審議内容が分かるよう選考委員会の議事録を作成し保管することが必要である。

選考委員会において議事録を作成し、保管した。以後、毎年度開催する選考委員会では必ず議事録を作成し、保管する。

(3) 審査の評価表の改善について

③ 意見

- i) 審査表にコメント等を記載できる様式に見直すべき
 ①で述べたとおり、採点表には、1から5までの数値が記載されているのみであるため、数値のみの採点結果だけでは、評価の理由が不明瞭であるため、必要に応じてコメント等を記載できる様式とすることを検討されたい。

審査表の様式を見直し、個別の事業についてコメントが記入できる様式へと改めた。

(4) 収支予算書について

③ 意見

- i) 収支予算書の各費目の積算根拠を記載するよう求めるべき
 現状の収支予算書では、補助対象経費の各費目の合計の金額しか記載されていないため、積算根拠が分からず各費目の金額が妥当かどうか判断が困難となっている。
 例えば、単価に回数を乗じた合計金額を記載する等、積算根拠まで記載するよう事業者に求め、各費目の金額が妥当かどうか判断することが必要である。

収支予算書及び収支決算書の様式を見直し、収入・支出の内容とともに単価・数量を併せて記載するように様式を改めた。

【13】 地域・ひと・まちづくり補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

- i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき
 成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。地域住民の諸活動を推進するための補助金であることから、例えばイベントの開催である場合は参加者数や参加者へのアンケート結果（満足した人の割合）を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

振興局において、事業毎に、イベント参加者数やアンケート結果などの具体的な成果指標を設定するよう、事業者に指導するとともに、事務事業点検表等で補助金の有効性・必要性を検証する。

(2) 収支予算見積書及び収支決算書の記載方法について

③ 意見

- i) 経費区分を詳細に記載するよう指導すべき
 現状では、収支予算見積書及び収支決算書の経費区分が詳細に記載されていないため、当初の収支予算見積書から経費区分の変更があった際にその内容を把握できず、同要綱に規定されている知事の承認を得ずに経費区分の変更が行われる可能性がある。

振興局において、収支予算見積書及び収支決算書の経費区分は、経費配分の変更の有無を把握できるような分類を行うよう、事業者に指導している。

したがって、収支予算見積書及び収支決

算書の経費区分は、経費配分の変更の有無を把握するために詳細に記載するよう事業者へ指導する必要がある。詳細な経費区分を把握するため、同要綱や取扱要領にて経費区分に記載すべき経費の分類等を定めることも一つの方法として考えられる。

(3) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について

③ 意見

i) 現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で残すべき

現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めしておくことにより、振興局担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実施事項及び実施結果を記載した書面等を保管すべきである。

振興局において、実績報告書の審査に当たり現地調査を実施する場合は、事後的な確認のために実施事項及び実施結果を文書で記録している。

【14】 過疎集落再生・活性化支援事業補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。過疎集落の活性化を目的とする補助金であることから、例えば過疎生活圏計画書を作成済の過疎生活圏の件数等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調査等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

具体的な成果指標として、過疎集落の活性化に取り組む過疎生活圏の件数を設定するとともに、事務事業点検表等で補助金の有効性・必要性を検証した。

(2) 現地調査における実施事項の文書化について

③ 意見

i) 現地調査での実施事項を書面等で残すべき

実施事項をあらかじめ定めおくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できることから、現地調査した実施事項を記載した書面等で保管すべきである。

実績報告書の審査に当たり現地調査を実施する場合は、事後的な確認のために実施事項を文書で記録することとした。

【15】 和歌山県地域公共交通確保維持事業費補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 実績報告書の検証結果の文書化について

③ 意見

i) 実績報告書の検証結果を書面等で保管すべき

実績報告書の検証結果を書面等で保管していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めおくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、実績報告書の検証手続及び検証結果を具体的に書面等で保管すべきである。

実績報告書の検証結果等を書面等で保管することとした。

【17】 公益財団法人和歌山県人権啓発センター運営事

業補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助金の交付方針の明確化について

③ 意見

i) 交付先が策定した中期経営（運営）計画に基づき、補助金の交付方針を明確にすべき

単年度ごとのモニタリングによる事業効果の検証のみでは、中長期的な視点での検証ができず、毎年同額程度の補助金が漫然と支給されている事態にもなりかねない。

このため、交付先である人権啓発センターに、県のビジョンに沿った中期経営（運営）計画の策定を指導するとともに、中期経営（運営）計画に基づき今後どのような方針で補助金を交付していくのかを明確にすべきである。

(2) 事務事業評価について

③ 意見

i) 実効性ある事務事業評価を行うべき

事務事業の内容は毎年必ずしも同じではないことに鑑みれば、定性的な記載箇所の記述が3年間全く同じであることは、当該評価が形骸化していると思わざるを得ない。事業目的の達成度を適切に評価し、課題や見直すべき点を記載することで、実効性のある事務事業評価を行うべきである。

(3) 現地調査での実施事項及び実施結果の文書化について

③ 意見

i) 現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ決めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、現地調査での実施事項及び実施結果を具体的に書面等で保管すべきである。

(4) 交付要綱における補助対象経費の記載について

③ 意見

i) 補助対象経費に退職給付引当資産の積立額を含む旨を記載することが望ましい

人権啓発センターの平成26年度決算においては、退職給付費用（人件費）の発生はなく、結果的に退職給付引当資産の積立額として補助金7,016千円が充当された。将来における職員の退職金の支払に備えるため、人権啓発センターでは特定資産として退職給付引当資産を積立しているが、厳密な意味においては退職給付引当資産の積立額は費用ではないため、補助対象経費としての人件費に含まれないとも考えられる。退職給付引当資産の積立額を補助対象経費として認めるのであれば、交付要綱における補助対象経費の記載は「補助対象事業に要する人件費（退職給付引当資産の積立額

公益財団法人和歌山県人権啓発センターに対し、中期経営（運営）計画を策定するよう助言を行った結果、同センターは、「将来を見据えた方向性」、「事業の4つの柱」及び「推進体制の整備」を明記した「中期事業計画」を策定した。これにより、当該計画に基づく中長期的な視点での補助金の交付方針が明確になり、健全な運営による事業の安定的・継続的な実施を目指すこととした。

事務事業点検表において、具体的な取組内容や成果として、「学びの場の提供」、「考えるきっかけと素材の提供」、「情報の収集と提供」及び「人権相談」を4つの柱とした人権啓発活動を調書に記載するとともに、補助金を取り巻く状況の変化による新たな課題や見直すべき点として、中期事業計画に基づいた安定的・継続的な運営を図ることを記載した。

実績報告書の審査に当たり、現地調査を実施し、実施事項及び実施結果を文書で記録した。

補助金に係る交付要綱を改正し、補助対象経費に退職給付引当資産の積立額を含む旨を記載した。

を含む) 及び事務費」とすることが望ましい。

【18】 和歌山県青少年育成事業補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。地域子ども会活動の充実を図ること等を目的とする補助金であることから、例えば子ども会の会員数や年間活動日数等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

具体的な成果指標として子ども会連絡会の会員数、子ども会の地域総合活動の年間活動日数を設定するとともに、事務事業点検表で補助金の有効性・必要性を検証した。

(2) 実績報告書について

③ 意見

i) 実績報告書において参加人数を報告させるべき

当該事業は、高校生及びその年代を中心とした青少年の地域参加の促進を図ることが目的となっているが、実績報告書において参加人数が適切に報告されていないければ、補助対象となる青少年組織であるかどうか判断できない。よって、実績報告書において参加人数の記載を求める、又は参加者の署名等で参加人数を添付する形で報告させるべきである。

青少年地域参加促進事業に係る交付要綱を改正し、実績報告書において参加人数の報告を求め、補助の適否を明確に判断できるようにした。

【19】 公益社団法人和歌山県青少年育成協会補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。青少年の健全育成を目的とする補助金であることから、例えば子ども・若者育成支援県民大会の参加者数や少年メッセージ和歌山県大会の観客数及び中学生の応募率等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

具体的な成果指標として子供・若者育成支援県民大会の参加者数や少年メッセージ和歌山県大会への中学生の応募率を設定するとともに、事務事業点検表で補助金の有効性・必要性を検証した。

(2) 事業計画書の具体性について

③ 意見

i) 事業計画書に事業の実施回数や実施時期の記載を求めるべき

事業計画書に事業の実施回数や実施時期の記載がなければ、当初の計画どおりに事業が実施されたかどうか判断とせず、補助金が適正に執行されていることを十分に確認できないおそれがある。よって、事業計画書に事業の実施回数や実施時期の記載を求めるべきである。

事業計画書に事業の実施回数、実施予定時期の記載を求め、記載された当初の計画に基づき、実績報告の際、事業が計画どおり実施されているか、補助金が適正に執行されているかについて、確認を行った。

【20】 県社会福祉協議会運営事業補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付先の中期経営(運営)計画に対するモニタリングについて

③ 意見

- i) 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングを適切に行い、補助金の効果や必要性の検証を十分に実施すべき

運営費補助である以上、所管課としては単年度のみならず中長期的な観点から事業の有効性・業務の効率性を検討し、交付先の運営に対して適切な助言・指導を行う必要がある。そのためには交付先が策定した中期経営（運営）計画の進捗状況をモニタリングし、運営費補助の効果や必要性を十分に評価・検証し書面等で適切に文書化するとともに、事務事業評価調書等で評価・検証結果を対外的に公表し県民に広く周知すべきである。なお、可能な限り交付先が自立的に運営できることが望ましく、そのためには所管課が交付先と協力して自助努力の促進や自立的運営のための対応策の検討に取り組むことが必要である。

県社会福祉協議会が策定した中期経営（運営）計画の進捗状況をモニタリングするとともに、事務事業点検表において補助金の効果や必要性を検証した。

- (2) 支出内容の正確性・妥当性の確認について

③ 意見

- i) 必要に応じて支出に関する証憑を入手することや現地調査を実施すべき

現状は、支出金額の根拠となる請求書、領収書等の証憑を確認しておらず、支出金額の正確性や妥当性の確認が十分に行われていない。実際に関係資料や証憑の閲覧等を実施しなければ正確な実態把握は困難であるため、実績報告書とともに、必要に応じて、支出に関する証憑を入手することや現地調査を実施する等の対応が必要である。

実績報告書の審査に当たり、総勘定元帳を入手し、補助金の使途の正確性・妥当性を検証した。

なお、実施事項や実施結果は事後に確認できるよう、具体的に記載した書面等を保管しておく必要がある。

【21】 軽費老人ホーム運営補助金

2. 監査の結果及び意見

- (1) 成果指標の設定について

③ 意見

- i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

所管課においては成果指標を設定していないが、成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。例えば入所者数や入所率等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

事務事業評価における成果指標として、入所率を設定し、補助金の有効性・必要性の検証を実施した。

【22】 和歌山県いきいき長寿社会センター運営事業補助金

2. 監査の結果及び意見

- (1) 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングについて

③ 意見

- i) 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングを適切に行い、補助金の効果や必要性の検証を十分に実施すべき

運営費補助である以上、所管課としては単年度のみならず中長期的な観点から事業の有効性・業務の効率性を検討し、交付先の運営に対して適切な助言・指導を行う必

県社会福祉協議会（和歌山県いきいき長寿社会センター）が策定した中期経営（運営）計画の進捗状況をモニタリングするとともに、事務事業点検表において補助金の効果や必要性を検証した。

要がある。そのためには交付先が策定した中期経営（運営）計画の進捗状況をモニタリングし、運営費補助の効果や必要性を十分に評価・検証し書面等で適切に文書化するとともに、事務事業評価調書等で評価・検証結果を対外的に公表し県民に広く周知すべきである。なお、可能な限り交付先が自立的に運営できることが望ましく、そのためには所管課が交付先と協力して自助努力の促進や自立的運営のための対応策の検討に取り組むことが必要である。

(2) 支出内容の正確性・妥当性の確認について

③ 意見

i) 必要に応じて支出に関する証憑を入手することや現地調査を実施すべき

現状は、支出金額の根拠となる請求書、領収書等の証憑を確認しておらず、支出金額の正確性や妥当性の確認が十分に行われていない。実際に関係資料や証憑の閲覧等を実施しなければ正確な実態把握は困難であるため、実績報告書とともに、必要に応じて、支出に関する証憑を入手することや現地調査を実施する等の対応が必要である。

なお、実施事項や実施結果は事後に確認できるよう、具体的に記載した書面等を保管しておく必要がある。

(3) 実績報告書について

③ 意見

i) 補助対象事業に関する決算書の提出を求めるべき

当該補助金は、和歌山県いきいき長寿社会センターの運営に関する経費が補助対象となっているため、実績報告書に添付される決算書には、当該センターの運営に関する収入及び支出のみを計上し、補助対象経費と決算額の対応を明確にすることが必要である。

【23】 和歌山県重度心身障害児（者）医療費補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ、補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。医療費に対する補助金であることから、例えば受給者数や受給者1人当たりの県費負担額等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

【24】 救命救急センター運営費補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務事業評価について

③ 意見

i) 実効性ある事務事業評価を行うべき

具体的な取組内容を記載し事業目的の達成度を適切に評価した上で、課題や見直すべき点を記載することで、実効性のある事務事業評価を行うべきである。

実績報告書の審査に当たり、現地調査を実施し、総勘定元帳や必要に応じて請求書を入手し、補助金の使途の正確性・妥当性を検証した。

実績報告書の添付書類として、補助対象経費に関する決算書の提出を求めた。

補助金の成果指標として、受給者数及び一人当たりの県費負担額を過去実績等から設定し、それを元に平成28年度以降の予算編成を行っている。また、事務事業点検表においても当補助金の有効性・必要性を検証した。

事務事業点検表に救急患者受入数や妥当性などを記載し、補助金を取り巻く状況等について検証した。

(2) 支出内容の正確性・妥当性の確認について

③ 意見

- i) 支出に関する証憑を入手すると共に、必要に応じて現地調査を実施すべき

現状は、支出金額の根拠となる請求書、領収書等の証憑を確認しておらず、支出金額の正確性や妥当性の確認が十分に行われていない。実際に関係資料や証憑の閲覧等を実施しなければ正確な実態把握は困難であるため、実績報告書とともに、支出に関する証憑の提出を求めることや、必要に応じて現地調査を実施する等の対応が必要である。

なお、実施事項や実施結果は事後に確認できるよう、具体的に記載した書面等を保管しておく必要がある。

実績報告書の審査に当たり、支出根拠が確認できる資料を入手し、補助金の使途の妥当性等を検証した。

【25】 看護師等養成所運営事業補助金

2. 監査の結果及び意見

- (1) 成果指標の設定について

③ 意見

- i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。看護師の養成を目的とする補助金であることから、例えば卒業生数や国家試験合格者数等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

具体的な成果指標として、卒業生数及び国家試験の合格率を設定するとともに、事務事業点検表で補助金の有効性・必要性を検証した。

【26】 看護師等養成所運営事業補助金

2. 監査の結果及び意見

- (1) 補助金の評価について

③ 意見

- i) 事務事業評価調書に補助金交付による成果をより具体的に記載すべき

当該補助金の交付目的は、日高看護専門学校の開校後3年間に限り運営費の一部を補助することであるため、前出の【25】の補助金のように成果指標を設定し定量的に評価することは困難であるものの、補助金の効果について具体的に説明し評価を行うことは必要である。

今後は、事務事業評価調書において、補助金の効果について具体的に説明し、客観的に補助金の目的が達成されているかが分かるような内容を記載することが必要である。

事務事業点検表に、開校後3年間限定の運営費補助であり、来年度において第一期生が看護師となる見込みである旨を記載し、補助金の効果等についての説明を行った。

【28】 和歌山県がん検診推進支援事業費補助金

2. 監査の結果及び意見

- (1) 事務事業評価調書について

③ 意見

- i) 事務事業評価調書に実績値及び次年度の取組について記載すべき

毎年度実施される事務事業評価は、事業目的の達成度を適切に評価し、課題や見直すべき点を事務事業評価調書に記載することで、実効性のある事務事業評価になると考えられる。したがって、現在所管課で把握されている当該受診率の実績値や次年度へ向けて見直された取組内容について、事

がん検診受診率の実績値や次年度へ向けて見直した取組内容について、事務事業点検表へ記載した。

務事業評価調書へ記載すべきである。

(2) 支出内容の正確性・妥当性の確認について

③ 意見

i) 支出に関する証憑を入手すると共に、必要に応じて現地調査を実施すべき

現状は、支出金額の根拠となる請求書、領収書等の証憑を確認しておらず、支出金額の正確性や妥当性の確認が十分に行われていない。実際に関係資料や証憑の閲覧等を実施しなければ正確な実態把握は困難であるため、実績報告書とともに、支出に関する証憑の提出を求めることや、必要に応じて現地調査を実施する等の対応が必要である。

なお、実施事項や実施結果は事後に確認できるよう、具体的に記載した書面等を保管しておく必要がある。

(3) 各市町村の取組について

③ 意見

i) 他の市町村へ効果的な取組についての情報提供を行うべき

所管課は、各市町村の受診率向上のための取組に関する情報を把握できる立場にあるものの、特に当該情報を他の市町村に提供するといった対応はなされていない。

所管課は、受診率向上のためにどのような情報発信を行ったか等を実績報告書にて把握し、特色ある取組がされている場合は、他の市町村へ受診率向上に資する効果的な取組例として情報提供を行うことが望まれる。

【30】 組織化指導費補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングについて

③ 意見

i) 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングを適切に行い、補助金の効果や必要性の検証を十分に実施すべき

運営費補助である以上、所管課としては単年度のみならず中長期的な観点から事業の有効性・業務の効率性を検討し、交付先の運営に対して適切な助言・指導を行う必要がある。そのためには交付先が策定した中期経営（運営）計画の進捗状況をモニタリングし、運営費補助の効果や必要性を十分に評価・検証し書面等で適切に文書化するとともに、事務事業評価調書等で評価・検証結果を対外的に公表し県民に広く周知すべきである。なお、可能な限り交付先が自立的に運営できることが望ましく、そのためには所管課が交付先と協力して自助努力の促進や自立的運営のための対応策の検討に取り組む必要がある。

(2) 実績報告書に係る現地調査の実施時期について

③ 意見

i) 実績報告書受領後適時に現地調査を実施すべき

現地調査の実施時期が実績報告書受領し

平成27年度実績報告書の審査に当たり、請求書や領収書等の証憑の添付を求め、補助金の使途の正確性・妥当性の検証を行った。

平成28年5月に実施した市町村がん検診担当者研修会において、各市町村の受診勧奨の取組例等について、情報交換を行った。

事務事業点検において、「巡回指導件数」や「窓口相談件数」の指標を設定し、補助金の効果や必要性を検証した。また、和歌山県中小企業団体中央会においては、中期経営（運営）計画を策定するとともに相談、指導件数に係る数値目標の設定を行った。

実績報告書受領後に書類審査を実施し、和歌山県中小

てから遅くなればなるほど、現地調査の実効性が低下することになる。実績報告書の内容の正確性・妥当性等を確かめるために実施する現地調査は、実績報告書受領後適時に実施すべきである。

(3) 現地調査での実施事項及び実施結果の文書化について

③ 意見

i) 現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ決めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、指摘事項の有無にかかわらず現地調査での実施事項及び実施結果を記載した書面等を保管すべきである。

(4) 補助金に係る消費税及び地方消費税（消費税等）の仕入控除税額の有無の確認について

③ 意見

i) 補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無を確認すべき

補助金に係る消費税等の仕入控除税額がある場合、補助事業者は当該仕入控除税額分を負担しないこととなるため、当該部分について県に補助金を返還する必要がある。本件については中央会が「公益法人等」に該当し、中央会の特定収入割合が5%超であったため、補助金に係る消費税等の仕入控除税額はゼロであり、結果的には補助金の返還は不要であった。しかしながら、補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無の確認は必要であり、確認結果を適切に文書化すべきである。

【31】 わかやま企業成長戦略推進事業費補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。中小企業の振興や経営の安定を目的とする補助金であることから、例えば中小企業支援センター事業における相談や指導での改善結果や利用者の満足度調査結果等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

(2) 現地調査での実施事項及び実施結果の文書化について

③ 意見

i) 現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で残していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できない

企業団体中央会の総会終了後、速やかに現地調査を実施した。

和歌山県中小企業団体中央会監査実施要領を策定した。実績報告書の審査に当たり現地調査を実施し、実施事項及び実施結果を文書で記録した。

和歌山県中小企業団体中央会に対し、補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無を確認し、仕入控除税額が無かったため、その確認結果を文書で記録した。

専門家派遣・商談会開催事業等において、利用者及び参加事業者の数値目標の設定を行った。また、専門家派遣・商談会開催事業等の既の実施した案件について、利用事業者へのフォローアップ調査等を実施した。今後も継続して調査を実施する予定である。

現地調査における実施事項をあらかじめ定め、それに基づいた調査を行うとともに、実施結果を文書で記録した。

ことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、現地調査での実施事項及び実施結果を具体的に書面等で保管すべきである。

(3) 補助金に係る消費税及び地方消費税（消費税等）の仕入控除税額の有無の確認について

③ 意見

i) 補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無を確認すべき

補助金に係る消費税等の仕入控除税額がある場合、補助事業者は当該仕入控除税額分を負担しないこととなるため、当該部分について県に補助金を返還する必要がある。本件については産業振興財団が「公益法人等」に該当し、産業振興財団の特定収入割合が5%超であったため、補助金に係る消費税等の仕入控除税額はゼロであり、結果的には補助金の返還は不要であった。しかしながら、補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無の確認は必要であり、確認結果を適切に文書化すべきである。

補助事業者から消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額の額の確定に伴う報告書の提出を受け、文書により消費税等の仕入控除税額の有無の確認を行った。

【32】 和歌山県産業支援事業費補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助金の交付方針の明確化について

③ 意見

i) 交付先において中期経営（運営）計画を明確化し、それに基づき補助金の交付方針を明確にすべき

県の産業振興政策の方向性に沿った運営状況を確認しているのみでは、中長期的な視点での検証ができず、毎年同額程度の補助金が漫然と支給されている事態にもなりかねない。

このため、交付先である産業振興財団に、県のビジョンに沿った中期経営（運営）計画の策定を指導するとともに、中期経営（運営）計画に基づき今後どのような方針で補助金を交付していくのかを明確にすべきである。

わかやま産業振興財団は、県が取り組む中小企業支援施策を担う中核的な団体であるが、県で今年度新たな長期総合計画を策定し、県の産業振興施策の目指すべき姿を示すこととなっていることから、県の計画に沿って、中期経営（運営）計画などのビジョンを策定するように指導した。

(2) 事務事業評価について

③ 意見

i) 実効性のある事務事業評価を行うべき

事務事業の内容は毎年必ずしも同じではないことに鑑みれば、定性的な記載箇所の記述が2年間全く同じであることは、当該評価が形骸化していると思わざるを得ない。事業目的の達成度を適切に評価し、課題や見直すべき点を記載することで、実効性のある事務事業評価を行うべきである。

評価対象年度における取組内容や成果等を事務事業点検表に具体的に記載するとともに、見直しの方向と具体的目標を明確にし、評価を行っている。

(3) 補助対象経費の範囲の明確化について

③ 意見

i) 補助対象経費の範囲を交付要綱に明確に記載すべき

交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、補助対象経費の範囲は交付要綱

補助対象経費を整理しているところであり、今年度中に要綱改正を行う。

に明確に記載すべきである。

【33】 和歌山産品販促支援事業費補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務事業評価について

③ 意見

i) 実効性ある事務事業評価を行うべき

事務事業の内容は毎年必ずしも同じではないことに鑑みれば、定性的な記載箇所の記述が3年間全く同じであることは、当該評価が形骸化していると思わざるを得ない。事業目的の達成度を適切に評価し、課題や見直すべき点を記載することで、実効性ある事務事業評価を行うべきである。

評価対象年度における取組内容や成果等を事務事業点検表に具体的に記載するとともに、見直しの方角と具体的目標を明確にし、評価を行っている。

【34】 わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。例えば県内地場産業年間生産額の成長率等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調査等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

補助事業の終了後、当該補助事業により開発した自社商品が実際にビジネスに結び付いた件数を成果指標とし、事業終了後5年間、事業者に対し「完了後状況報告書」の提出を求めるなどして継続的に成果を検証していく。

(2) 海外展示会等の調査報告書について

③ 意見

i) 視察に同行した外部専門家には、内容の伴った調査報告書の提出を求めるべき

交付先企業が主催する海外視察に同行する外部専門家は、その有する専門知識を活かして、交付先企業、ひいては県の地場産業の活性化、振興等に役立つような意見を提言することが求められる。県の補助金を使用されている海外視察が効果的なものであったことを評価するため、交付先企業に対して内容の伴った調査報告書の提出を求めるべきである。

調査報告書の必要事項やモデル様式等を補助事業者へ示すことにより、海外視察の効果を評価できる報告書の提出を求める。

【35】 知的財産戦略事業費補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。県内中小企業等の産業競争力強化を目的とする補助金であることから、例えば知的財産にかかる相談指導件数や県内企業の特許出願数等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調査等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

成果指標として、知的財産に係る相談指導件数、産学官連携マッチング件数や新製品化件数等を設定した。今後、これらの指標を用いて事業の有効性・必要性を検証していく。

【36】 未来企業育成事業費補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付先企業に対する毎事業年度後の総括及び助言・指導について

③ 意見

i) 毎年度末に事業の総括を行い、委託先企業へ有用な助言・指導を行うべき

補助金交付対象の事業は研究開発の基礎段階であり、目に見える成果が出にくい状況であることから、毎年総括等をしなければ、漠然としたまま補助金を支出することになってしまう。毎事業年度末に補助金支出先の各事業について、ヒアリング等で現場の生の声を聞き、事業計画に対する進捗状況や成果を確かめる等、事業の総括を行うべきである。そして、委託先企業へ必要な助言・指導を行い、委託先企業の成長に有用な事例や情報があれば情報提供し、交付後少なくとも3年程度は支援した研究開発の進捗を把握して当該補助金の効果を測定するとともに、今後の補助金交付先決定の参考にすべきである。

【37】 先駆的産業技術研究開発支援補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助金の利用を促すような施策の実施について

③ 意見

i) 補助金を利用する企業数を増やすような施策を実施すべき

当該補助金が広く利用されるよう、交付要件を再検討し、県内の企業の実情に合った技術水準要件を設定すべきである。もしくは制度を周知徹底する等により、当該補助金を利用する企業数を増やすような施策を実施すべきである。

【38】 雇用奨励金

2. 監査の結果及び意見

(1) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について

③ 意見

i) 現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施し実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で残していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実施事項及び実施結果を記載した書面等を保管すべきである。

【39】 立地奨励金

2. 監査の結果及び意見

(1) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について

③ 意見

i) 現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施し実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で残していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を

補助事業執行先わかやま産業振興財団と共に、委託先企業へのヒアリングを実施し、進捗状況や成果などを確認した。また、委託事業終了後も委託先企業の成長に有用な事例や県又は国の補助金等支援策などの情報があれば、引き続き提供を行うなど支援を実施し、当該補助金の効果測定や今後の補助金交付決定における参考としている。

補助金制度について、県ホームページ及びメールマガジン等による情報発信や企業及び商工会への周知活動の徹底を図った結果、応募件数が5件から13件へ大幅に増加した。

現地調査での実施事項及び実施結果を書面で残している。

現地調査での実施事項及び実施結果を書面で残している。

防止する効果が期待できる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実施事項及び実施結果を記載した書面等を保管すべきである。

【40】 公益社団法人和歌山県観光連盟事業補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付先の中長期的な運営に対するモニタリングについて

③ 意見

i) 交付先の中長期的な運営に対するモニタリングを適切に行うべき

運営費補助である以上、所管課としては単年度のみならず中長期的な観点から事業の有効性・業務の効率性を検討し、交付先の運営に対して適切な助言・指導を行う必要がある。そのために交付先自らが策定した中期経営（運営）計画の進捗状況については所管課が適切にモニタリングを実施する必要がある。

公益社団法人和歌山県観光連盟が策定した中期計画の進捗状況を適切にモニタリングするとともに、事務事業点検表において補助金の効果や必要性を検証した。

(2) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について

③ 意見

i) 現地調査における実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実績報告書の正確性や妥当性等を確かめたとしても、現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施し、その結果がどうであったか事後に確認できないことになる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施する際の実施事項及び実施結果を書面等で保管すべきである。

平成27年度の実績報告書の審査に当たり、関係資料や証憑等を閲覧する際の実施事項を定め、実施結果を文書で記録した。

【41】 観光振興事業補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 成果指標を設定し、補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。観光振興に対する補助金であることから、例えば観光局で毎年実施している観光客動態調査に関連付けた成果指標を設定し、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

当該補助事業単独での成果指標を設定することは困難であるが、観光振興に係る事業全体の成果を総合的に勘案して、事務事業点検表等において、補助金の有効性・必要性を検証する。

(2) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について

③ 意見

i) 現地調査における実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実績報告書の正確性や妥当性等を確かめたとしても、現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施し、その結果がどうであったか事後に確認できないことになる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施する際の実施事項及び実施結果を書面等で保管すべきである。

平成27年度の実績報告書の審査に当たり、関係資料や証憑等を閲覧する際の実施事項を定め、実施結果を文書で記録した。

【42】 観光振興事業補助金 (和歌山県観光産業ネットワーク促進事業)

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 成果指標を設定し、補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。観光振興に対する補助金であることから、例えば観光局で毎年実施している観光客動態調査に関連付けた成果指標を設定し、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

当該補助事業単独での成果指標を設定することは困難であるが、観光振興に係る事業全体の成果を総合的に勘案して、事務事業点検表等において、補助金の有効性・必要性を検証する。

(2) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について

③ 意見

i) 現地調査における実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実績報告書の正確性や妥当性等を確かめたとしても、現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施し、その結果がどうであったか事後に確認できないことになる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施する際の実施事項及び実施結果を書面等で保管すべきである。

平成27年度の実績報告書の審査に当たり、関係資料や証憑等を閲覧する際の実施事項を定め、実施結果を文書で記録した。

【43】 観光振興事業補助金 (コンベンション誘致推進事業)

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 成果指標を設定し、補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。観光振興に対する補助金であることから、例えば観光局で毎年実施している観光客動態調査に関連付けた成果指標を設定し、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

当該補助事業単独での成果指標を設定することは困難であるが、観光振興に係る事業全体の成果を総合的に勘案して、事務事業点検表等において、補助金の有効性・必要性を検証する。

(2) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について

③ 意見

i) 現地調査における実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実績報告書の正確性や妥当性等を確かめたとしても、現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施し、その結果がどうであったか事後に確認できないことになる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施する際の実施事項及び実施結果を書面等で保管すべきである。

平成27年度の実績報告書の審査に当たり、関係資料や証憑等を閲覧する際の実施事項を定め、実施結果を文書で記録した。

【44】 観光施設整備補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助対象先の例外規定を適用する際の判断過程や根拠の明示について

③ 意見

- i) 補助対象先の例外規定を適用する際には判断過程や根拠を明示すべき

所管課から入手した平成26年度当初予算の公表資料によると、公共交通機関のトイレの整備を促進・助成することは記載されていたが、鉄道事業者が補助対象先として適当と認めた記載がなかった。また、公共交通機関を補助対象先とするのであれば、補助金の公平性の観点から鉄道事業者以外の公共交通機関も補助対象先とすることが考えられるが、県内の鉄道事業者(4社)にしか要望調査を実施していなかった。

「その他特に知事が適当と認めるもの」は補助対象先の例外規定と考えられるが、例外規定を適用する際の判断過程や根拠が不明確であると、当該規定が乱用されるおそれや、補助金の公平性が損なわれるおそれがある。よって、「その他特に知事が適当と認めるもの」と判断する場合は、その判断過程や根拠を書面等で具体的に明示すべきである。

補助対象先の例外規定を適用する場合は、その理由書を添付することとした。

【45】 小規模土地改良事業等補助金

2. 監査の結果及び意見

- (1) 成果指標の設定について

③ 意見

- i) 具体的な成果指標を設定し対外的に公表すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。土地改良事業等に対する補助金であることから、例えば土地改良による生産性向上や農業基盤の整備状況を具体的な成果指標として設定することや、補助金支出後に補助対象事業の改善状況を一定期間モニタリングする等、何らかの方法で補助金の効果を測定するとともに、事務事業評価調書等で成果指標や補助金の効果測定結果を対外的に公表し県民に広く周知すべきである。

田畑の受益面積を成果指標として、平成28年度より、事務事業評価を行った。施設の改善状況については、いくつかの施設において事業完了から3年後に施設の利用状況について確認を行う。また、公表は今後ホームページにより行う。

- (2) 事業評価について

③ 意見

- i) 事業評価を実施すべき

事業評価・見直しの検討が適切に行われていない場合、有効性・必要性が十分に検討されないまま事業が実施されるおそれがある。よって、明らかに事業評価が必要ないと判断できる事業を除き、事業評価を実施すべきである。

平成28年度より、補助金の有効性・必要性の検証のため事務事業評価を行った。

【46】 野菜花き産地総合支援事業補助金

2. 監査の結果及び意見

- (1) 計画(目標)と実績の進捗管理について

③ 意見

- i) 産地構造計画に対する実績が把握できる様式により実績報告を受け、補助金交付の効果を把握・評価すべき

野菜花き産地構造計画の実績は、計画策定主体である農業協同組合から、目標年度終了後に報告を受けることとなっているが、計画期間途中において進捗状況を把握していないため、野菜花き産地構造計画に

野菜花き産地構造計画実施期間中であっても計画策定主体から実績が把握できる様式により報告を受けるよう、平成28年度に補助金交付要綱を改正した。今後は、当該報告に基づき補助金交付の効果を把握・評価していく。

そって補助金の効果が適切に表れているかを適時に確認することができない。

このため、計画実施期間中にも進捗状況に関する報告を受け、補助金交付の効果について把握・評価すべきである。

【47】 和歌山版農地活用総合支援事業費補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 支出内容の正確性・妥当性の確認について

③ 意見

i) 支出に関する証憑を入手すると共に、必要に応じて現地調査を実施すべき

現状は、支出金額の根拠となる請求書、領収書等の証憑を確認しておらず、支出金額の正確性及び妥当性の確認が十分に行われていない。実際に関係資料や証憑の閲覧等を実施しなければ正確な実態把握は困難であるため、実績報告書とともに、支出に関する証憑の提出を求めることや、必要に応じて現地調査を実施する等の対応が必要である。

なお、実施事項や実施結果は事後に確認できるよう、具体的に記載した書面等を保管しておく必要がある。

実績報告書の添付書類として、市町村から取組主体に補助金が支払われたことが確認できる書類（支出票の写し等）を追加するとともに、必要に応じて現地調査を実施する旨を周知した。

【48】 林業担い手社会保障制度等充実対策事業補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付申請書の添付書類について

③ 意見

i) 事業主負担の金額の根拠となる資料の提出を求めるべき

当該補助金は、交付申請が事業の実施後、つまり事業主が各種保険等の事業主負担分を支払った後にその一部を助成するものであり、事業主が実際に負担した金額に対して適切に補助金が交付される必要がある。

しかしながら、現状は、①に記載したとおり採択基準を満たしていることが分かる資料の添付を求めているため、事業主が保険料等を負担すべき対象者や金額が適切であるかどうか分からない状況となっている。

補助金の交付申請金額が適切であることを検証できるように、県森連及び市町村に対して、事業主から事業主負担の金額の根拠となる資料の提出を受け、当該資料を交付申請書に添付することを求める必要がある。添付を求める事業主負担の金額の根拠資料としては、以下のものが考えられる。

- ・事業主の負担金額が分かる給与台帳等の写し
- ・被共済者証の写し
- ・雇用保険被保険者証の写し
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届の写し

実施要綱を改正し、補助対象経費の積算根拠資料の添付を義務化した。

【49】 低コスト林業基盤整備サポート事業補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。間伐材の生産を推進するための補助金であることから、例えば中距離集材作業道及び簡易作業道の整備距離、間伐材の搬出実績等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

具体的な成果指標として、作業道の整備距離を設定するとともに、事務事業点検表で補助金の有効性・必要性を検証した。

【51】 漁家経営改善対策事業補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 計画（目標）と実績の進捗管理について

③ 意見

i) 実績報告において事業改善実施事項を記載し、計画（目標）と実績を対比することで、事業改善計画の進捗管理を行うべき

現状、実績報告の中で改善実施状況を記載していないため、事業改善計画の進捗状況を把握しづらく、所管課は組合の進捗管理を実施することが困難な状況にある。

このため、事業改善計画の実施状況が把握できるように実績報告書への記載を求めするなど、事業改善計画の進捗管理を適切に行うべきである。

平成27年度の実績報告から、各年度で実施した事業改善の具体的な内容について実績報告書に記載させるなど事務を改善し、計画と実績を対比することにより適切な進捗管理を行っている。

【52】 和歌山県市町村道路事業県費補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。道路整備の促進を目的とする補助金であることから、例えば長期的な整備延長計画を設定し、各年度の進捗率等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

成果指標として進捗率（各年度の道路供用延長/5年間の道路供用計画延長）を設定するとともに、事務事業点検表で補助金の有効性・必要性を検証した。

(2) 再交付時の公平性の確保について

③ 意見

i) 再配分の過程を事後的に検証できるように適切に保存すべき

再配分に関する情報発信の過程が適切に保存されていない場合は、当初交付時に市町村ごとに補助金の枠が与えられており、各団体の中で余った補助金を他の道路事業に配分して使い切っているような印象を与えかねない。和歌山県市町村道路事業県費補助金交付要綱の趣旨（第1条）、定義（第2条）によると、国道、県道等を補完する道路事業に対して補助を行うものであることから、県内の全ての道路事業の優先度を順位付けして補助金を再配分すべきであり、補助金が公平に再配分されていることを事後的に検証できるように、再配分の過程を適切に保存すべきである。

再配分に関しては、一律の優先順位をつけるのではなく、各路線の供用時期、事業進捗や予算執行状況等を総合的に判断して行うとともに、再配分の過程を事後的に確認できるように、根拠資料を文書で記録している。

【53】 公益社団法人和歌山県体育協会補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 変更申請書類の未提出について

② 監査の結果

i) 変更申請書類の提出を求めるべき

交付要綱の定めに従い、補助事業費予算額の20%を超える増額配分を行う場合には、変更申請書類の提出を求め、県のチェック機能を有効に働かせることが必要である。

(2) 事業計画及び実績報告について

③ 意見

i) 事業計画書及び実績報告に事業の実施回数や実施時期の記載を求めるべき

体育協会は補助金の交付要綱に基づき事業計画書及び実績報告を作成しているものの、内容が不明確である。

例えば、旅費交通費について、平成26年度の長崎国体に出場する選手の視察激励を目的に、体育協会の役員や関係者に対する旅費交通費に対し補助金が支給されているが、事業計画書において、具体的な人数や日数等が記載されておらず、実績報告についても同様に記載されていないため、計画通りの事業が実施されたかどうか判断ができない。

特に (1) に記載の通り、平成26年度の旅費交通費においては、県の承認無く3,259千円の予算の増額振替が行われている。所管課担当者に確認したところ、「当初の予定(当初予算600千円)以外に長崎国体の視察激励に係る旅費が必要となったため、他の予算から振り替えて支出した」旨の回答を得たが、多額の予算振替を行ってまで実施した長崎国体への視察激励について、実績報告には記載されていない。

このような現状では、本補助金で実施すべき全ての事業が当初の計画どおりに実施されたかどうか判然とせず、補助金が適正に執行されていることを十分に確認できない。

したがって、補助金が適正に執行されたことを明らかにするため、事業計画書及び実績報告に事業の実施回数や実施時期等の記載を求め、県はその内容を確認すべきである。

(3) 実績報告書の提出日について

② 監査の結果

i) 実績報告書の提出期限の遵守を徹底すべき

交付要綱の定めに従い、提出期限を再度周知して、期限通りの書類提出を求めるよう徹底すべきである。

【54】 和歌山県体育・スポーツ振興事業補助金(平成27年度全国高等学校総合体育大会開催準備事業)

2. 監査の結果及び意見

(1) 実行委員会における監事の独立性の確保について

③ 意見

i) 監事のうち少なくとも1名は大会の開催に関係する機関及び団体の役職員等以外の者が就任することが望ましい

所管課担当者に聴取したところ、参考にした他団体の実行委員会会則においても「監事は大会の開催に関係する機関及び団体の役職員等のうちから会長が委嘱する」

交付要綱等の定めに従い、適正に事務処理を行うよう、周知及びチェックを徹底した。

補助金交付要綱を改正し、事業の実施回数及び実施時期の記載を求め、計画どおりに実施されているか確認を行うようにした。

実績報告書の提出期限を再度周知し、期限どおりの書類提出を徹底するよう指導した。

実行委員会会則を改正し、監事2名のうち1名を税理士とした。

と定められており、かつ大会の開催に係る機関及び団体の役職員以外の者に監事の就任を依頼すると報酬等の費用負担が生じることに鑑み、関係機関及び団体の職員である県会計局会計課長及び和歌山市会計管理者が監事に就任したとの回答があった。

しかしながら、実行委員会における全ての経費が補助対象であり、かつ実行委員会の事務局運営は所管課職員が行っている状況下では、実行委員会の会計監査・業務監査を担う監事の独立性の確保は重要である。よって監事のうち少なくとも1名は大会の開催に係る機関及び団体の役職員等以外の者が就任することが望まれる。

【55】 和歌山県体育・スポーツ振興事業補助金（全国高校総体ヨット競技固定開催推進事業）

2. 監査の結果及び意見

(1) 現地調査での実施事項及び実施結果の文書化について

③ 意見

i) 現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、現地調査での実施事項及び実施結果を具体的に書面等で保管すべきである。

実績報告書の審査に当たり、現地調査を実施し、実施事項及び実施結果を文書で記録した。